

取組主体：有限会社 野楽

基礎情報

【所在地】南幌町

【経営面積】54ヘクタール

【作付品目】水稲、スイートコーン、かぼちゃ、たまねぎ、じゃがいもなど

【従業員】11名

1 取組の経緯等

- 平成18(2006)年に3戸の農家により設立された農業生産法人である有限会社野楽は以前、人材派遣会社との契約により農繁期の労働力を確保してきた。
- 取引先から札幌市にある農業に特化した就労継続支援A型事業所(以下「福祉施設」という。)を紹介され、平成24(2012)年より福祉施設と連携した障がい者就労の取組を開始。

2 取組内容

- 農作業が天候に左右されることから、契約は締結しておらず、福祉施設と随時連絡を取り、翌日の仕事の要望を伝えた上で、双方の要望に配慮した形で適宜受け入れ。
- 20代から50代までの男女4~9人が、天気が良く、福祉施設の開いている日の9時~16時の間、農作業に従事。障がいの種別は把握していないが、どこに障がいがあるのか分からないような軽度の人ばかり。
- 障がい者は、福祉施設の車の送迎により、圃場まで通勤。
- 障がい者は、事前に同社から作業指導を受けた福祉施設職員(農業経験なし)の指示のもと、作業を実施。具体的には、苗運び、草取り、とうもろこしのカット、かぼちゃ磨き、段ボール箱の組み立て、箱詰め、個別発送の伝票貼りなど、ほぼ全ての作業。また、大豆の除草作業では手鎌を使用するなど、多様な作業を依頼。
- 特に問題と思われることはないが、安全面に配慮し、農業機械には乗せていない。
- 障がい者は、日頃は屋内での下請作業を行っていることから、農作業に従事し「農業は体はきついですが心は楽になり、ぐっすり眠れる」、「睡眠剤や精神安定剤を使っていたが、薬の量が減った」との声がある。また、継続的に農業に関わりたいという意向を持つ者もいる。



▲かぼちゃの選別作業の様子

3 取組のポイント等

- 同社社員は、障がい者雇用に当たり、「どの程度作業ができるのか」、「どの程度理解

ができるのか」、「どこまでの作業をやらせていいのか」等、様々な不安を有していたが、雇用してみると、障がい者それぞれがしっかりと話を理解し対応してくれ、特段の問題はない。

➤ 福祉施設の指導員との情報共有を行い、施設側が障がい者それぞれの特性に応じ作業を割り振るため、同社社員が指示することはほとんどなく、同じ圃場で作業する時に、必要に応じ指示する程度。

➤ 指導すれば丁寧にやってくれる人がほとんどであるが、たまにズルをするような人もいたので、その時はきちんと叱るようにすることを社員の共通認識としている。

➤ 社員は現在、障がい者に対するストレスを一切感じておらず、昼にキャッチボールをするなど社員と障がい者が良好な関係を構築。



▲収穫作業の様子

4 障がい者就労に関する展望、課題

➤ 障がい者は、ひとつの作業に集中してしまうきらいはあるものの、一生懸命に作業に従事していることから、貴重な戦力であり、逆に人材派遣会社から来ていた者のほうが働かなかったくらいである。もう少し長い時間作業に従事してほしいが、福祉側の制約があり難しい。

➤ 農業者の労働力へのニーズは非常に高く、障がい者雇用に関心を示す近隣の農家もいるので、農業者の障がい者理解を進めることが必要。

➤ 連携できる福祉施設がもっと増えたり、障がい者が農作業のトレーニングをできる訓練校のようなものがあったりすれば、障がい者の活用が進むと思慮。当面は、現在の形のままで取組を継続していく考えだが、障がい者が一人で作業できるのであれば、将来的な雇用も視野に入れている。農家の仕事は、農繁期に限らず探せばいくらかもある。同社の場合であれば、冬場の作業の例として、越冬ビニールハウスの除雪作業やインターネット販売等による精米の発送業務等がある。

(この事例の問い合わせ先)

有限会社 野楽

電話 011-380-4533

<http://www.yagaku.co.jp/index.php>

調査時期 平成 26 年 7 月